

中村弘税理士事務所 手数料報酬規定

有限会社 西川経営オフィスサービス

平成28年1月より

1、 個人

1 税務・会計顧問料

- ① 月額 2,000円
- ② 年間 24,000円

2 会計業務

イ、事業所得

規模・仕訳量によって増減します。

- ① 毎月記帳代行なしの場合の手数料(月額) 8,000円～
- ② 毎月記帳代行ありの場合の手数料(月額) 12,000円～
- ③ 年次で記帳代行なしの場合の手数料(年額) 32,000円～
- ④ 年次で記帳代行ありの場合の手数料(年額) 48,000円～

ロ、不動産その他所得

規模・仕訳量によって増減します。

- ① 毎月記帳代行なしの場合の手数料(月額) 3,000円～
- ② 毎月記帳代行ありの場合の手数料(月額) 5,000円～
- ③ 年次で記帳代行なしの場合の手数料(年額) 12,000円～
- ④ 年次で記帳代行ありの場合の手数料(年額) 20,000円～

3 決算手数料

イ、事業所得

- ①月次契約の場合 60,000円～
- ②年次契約の場合 100,000円～

ロ、不動産・譲渡・株式他

- ①月次契約の場合 10,000円～
- ②年次契約の場合 30,000円～

4 税務書類作成料

- イ、確定申告書 20,000円～
- ロ、消費税申告書 10,000円～
- ハ、その他 3,000円～

2、 法人

1 会計・税務顧問料

- ① 月額 2,000円
- ② 年間 24,000円

2 会計業務

企業の規模・仕訳量によって増減します。

- ② 毎月記帳代行なしの場合の手数料(月額) 10,000円～

② 毎月記帳代行ありの場合の手数料(月額)	20,000円～
③ 年次で記帳代行なしの場合の手数料(年額)	40,000円～
④ 年次で記帳代行ありの場合の手数料(年額)	80,000円～
3 決算手数料	
① 月次契約の場合	100,000円～
② 年次契約の場合	150,000円～
③ 中間決算その他	10,000円～
4 税務書類作成料	
① 確定申告書	30,000円～
② 中間申告書・消費税申告書	20,000円～
③ 予定申告書	10,000円～
④ その他	5,000円～

3、源泉所得税

年末調整および法定調書の提出

$$10,000円 + \{(\quad \text{人}) - 1\} \times 5000円 = \quad \text{円}$$

但し、2人の場合は1人として計算する。

4、その他 償却資産・事業所税の申告

1件につき 10,000円

5、贈与税の申告 (1申告当たり)

① 基本報酬	20,000円
② 課税価格 ()万円 × 0.5% =	円
③ その他考慮すべき増減・協議事項 (不動産評価 特例計算等)	円
合 計	円

6、相続税の申告 (但し税法改正で変更)

① 基本報酬	200,000円
② 遺産総額 {()円 - 3千万円} × 0.5% =	円
③ その他考慮すべき増減・協議事項 (不動産評価 特例計算等)	円
合 計	円

共同相続人1人増すごとに20%を加算する。

$$\text{上記合計額} + \text{合計額} \times 20\% \times \{ \text{相続人の数} (\quad \text{人}) - 1 \} = \quad \text{円}$$

7、不動産評価

イ、路線価方式 (1筆当たり)	10,000円～
ロ、倍率方式	
① 宅地・農地	5,000円～
② 山林・その他	3,000円～

8、株式評価

① 基本報酬	50,000円
② 純資産額 ()円×0.05%	円
③ その他考慮すべき増減・協議事項(不動産評価等)	円
	円

9、調査立会い報酬(半日当たり) 20,000円

10、不服申立の代理人報酬

修正申告書の提出前に、一度ご相談ください。提出すれば不服でも承認したことになります。

イ、異議申立 着手金の限度額	50,000円
ロ、審査請求 着手金の限度額	150,000円

ハ、加算報酬:事案が著しく複雑なときは、100%を限度として加算することができる。
※成功報酬は減額した地方税を含めた税額が、着手金を上回る場合は金額の30%を請求します。ただし、申立や請求が全て認められない場合、本件代理人報酬の全額を返却します。

11、修正申告書(1件当たり) 30,000円～

12、税務・経営相談

イ、口頭によるもの(初回無料・事前予約要)	5,000円
ロ、書面によるもの	10,000円
ハ、複雑なもの	30,000円

13、その他、上記以外 業務内容により協議のうえ決定

業務に必要な資料・書類一切は、依頼者が事務所まで届けるものとする。

当方で資料等を収集する場合は、実費、旅費日当を請求する。

旅費(野々市市・白山市・金沢市・能美郡・能美市小松市以内)	2,000円
日当(時間1,000円)	円

金額の1,000円未満は切り捨てとする。

金額に消費税は含まれていない。

※ なおご不明な点がございましたら、当事務所までお気軽にご相談お問合せ下さい。

以上